村民の皆様が利用できる主な補助金一覧表

令和８年１０月現在、村民の皆様が利用できる主な補助事業は、以下に記載のとおりです。
補助を受ける際の条件がそれぞれ異なりますので、**補助金を検討される方は事前に、受付相談窓口までご確認をお願いいたします。**

①地域づくり、コミュニティ関係

補助金名	補助事業内容	補助対象者	補助金額	受付相談窓口
ふるさとづくり助成事業補助金（コミュニティ施設整備事業）	各行政区内の集会所等を多目的に利用するための施設整備に要する事業に対しての補助。	行政区または組及び農事組合等	①新築・増築・維持補修：工事費上限1,500万円×補助率3/4以内 ②備品類：購入費上限150万円×2/3以内 ③除却：工事費上限100万円×3/4以内 ※1集会所当たりの上限額及び補助の特例がありますので、詳しくは担当係までお問い合わせください。	企画財政課 企画係 0243-24-8136
ふるさとづくり助成事業補助金（ふるさとの伝統行事継承事業）	地域の伝統行事（歳の神）を実施する団体に対しての補助。	行政区及び組等において、歳の神行事を実施する団体	1万円（定額交付金）	企画財政課 企画係 0243-24-8136
ふるさとづくり助成事業補助金（地域活性化助成事業）	ふるさと大玉村の活性化に効果があると認められ、かつ、国・県・村の規定施策の中で措置することが困難な事業を対象に一部を補助する。	大玉村に居住又は勤務する者、概ね5人以上で組織し、大玉村で活動を行い、営利を目的としない団体	・補助対象事業費10万円下限 ・補助率1/3、ただし特に認める場合は1/2 ・補助金上限額100万円	企画財政課 企画係 0243-24-8136
地域づくり活動サポート事業助成金 **※令和9年度補助内容見直し**	行政区や地域づくり団体等が地域住民による地域課題の解決や特色を活かした魅力ある地域づくり事業を実施する場合に、事業費の一部を助成する。	行政区または地域づくり団体	・行政区　補助率10/10、上限10万円以内 ・行政区以外　補助率1/2、上限10万円以内	企画財政課 企画係 0243-24-8136
交通安全及び防犯団体助成事業	交通安全及び防犯対策の推進を図るため、地域に密着し、積極的かつ継続的に展開する団体等に対し補助金を交付する。	交通安全及び防犯活動団体等	①交通安全及び防犯の用に供する資機材の購入費に対し2/3以内 ②交通安全及び防犯の用に供する啓発物品の購入費に対し3/4以内 ③防犯灯の設置に要する経費に対し1/3以内 ④防犯灯の維持管理に要する経費に対し1/2以内	住民生活課 防災係 0243-24-8091
自主防災組織活動支援事業	災害による被害の防止並びに軽減を図るため、自主防災組織の設立及び活動を支援する。	自主防災組織設立届を村長に届け出た自主防災組織又は準備団体	①防災用資機材整備事業：補助率10/10（組織割1年度50,000円、世帯割1世帯1,000円、上限150,000円） ②自主防災組織活動（防災訓練等）事業：補助率10/10（組織割1年度30,000円、世帯割1世帯500円、上限80,000円） ③自主防災組織活動（防災研修等）事業：補助率10/10（1年度上限20,000円） ④自主防災組織設立活動事業：補助率10/10（1年度上限20,000円）	住民生活課 防災係 0243-24-8091